

契約書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

訪問看護（介護予防訪問看護） 契約書

_____様（以下、「利用者」という。）と、藤枝市立総合病院訪問看護ステーション（以下、「当ステーション」という。）は、訪問看護（介護予防訪問看護）の利用について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 当ステーションは利用者に対し、介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護（介護予防訪問看護）を提供し、利用者は当ステーションに対して訪問看護サービス（以下、「サービス」という。）にかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から要介護認定または要支援認定の有効期間の満了日までとします。但し、第7条に定める契約の終了行為があった場合はその定める日までとします。

（個別サービス計画等）

第3条 当ステーションは、利用者の日常生活の状況およびその意向を踏まえ、**「居宅サービス計画」**に沿って**「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」**を作成します。

2 当ステーションは、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望する場合、速やかに担当介護支援専門員に報告し、その内容が**「居宅サービス計画」**の範囲内で可能な時は、その対応等を行います。

3 当ステーションは、**「訪問看護（介護予防訪問看護）計画書」**の内容を利用者および家族に説明します。

（利用料および滞納）

第4条 利用料は、別紙**「重要事項説明書」**に記載するとおりとします。なお、利用料は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改定され利用料が変更となった場合は、改定後の金額が適用されます。

2 利用者が、正当な理由なく当ステーションに支払うべき利用料を2か月以上滞納し、さらに督促から14日以内に利用料を支払わない場合には、当ステーションは契約を解除した上で、利用者に未払い分をお支払いいただきます。

（利用者の解除権）

第5条 利用者は、当ステーションに対していつでもこの契約を解除することができます。

(当ステーションの解除権)

第6条 当ステーションは、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合、当ステーションは利用者に対して、居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）を作成した介護支援専門員に、その旨を連絡します。また、利用者が6か月以上に渡りサービスを利用しない場合の契約は自動的に解除されます。

(契約の終了)

第7条 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約を終了するものとします。

- 1 第4条の規定により当ステーションから解除の意思表示がなされた場合
- 2 第5条の規定により利用者から解除の意思表示がなされた場合
- 3 第6条の規定により当ステーションから解除の意思表示がなされた場合
- 4 次の理由でサービスを提供できなくなった場合
 - (1)利用者が介護保険施設に入所または医療施設に入院したとき
 - (2)利用者が死亡したとき

(緊急時の対応)

第8条 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供中に利用者の病状の急変や事故が生じた場合、速やかに医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先に連絡します。

(損害賠償)

第9条 当ステーションは、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に伴い利用者または家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

(個人情報の保護)

第10条 当ステーションは、個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

2 当ステーションが知り得た利用者およびその家族などの個人情報については、サービス担当者会議・当ステーションでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ます。

3 当ステーションは、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しま

す。

- 4 当ステーションの従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(苦情対応)

第 11 条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、当ステーションまたは介護支援専門員、市、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 当ステーションは、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当ステーションは、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(連携)

第 12 条 当ステーションは訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービス提供者との連携を密に行います。

- 2 当ステーションは、当該契約の変更または終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員に連絡します。

(契約外条項)

第 13 条 利用者および当ステーションは信義誠実を持ってこの契約を履行します。

- 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等の関係法令の規定を尊重し、利用者と当ステーションの協議により定めます。

上記の契約を証するため、契約書 2 通を作成し、利用者、当ステーションが記名押印のうえ（自署の場合は押印不用）、各 1 通ずつを保有するものとします。

年 月 日

(事業者) 所在地 藤枝市南新屋 246-1
事業者 藤枝市立総合病院
事業管理者 毛利 博 (印)
説明担当者 藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
管理者 渡邊 典子 (印)

私は、契約書の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。私は、この内容に同意し訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの利用を申し込みます。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代筆者 _____ (続柄： _____) (印)

代筆理由： 身体不自由 認知障害 その他

(家族もしくは代理人、もしくは成年後見人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

ご利用者様の申し込みを受諾し、この契約書に定める訪問看護（介護予防訪問看護）支援を誠実に確実に責任もって行います。

管理者 渡邊 典子

(本契約 第 8 条の緊急時の連絡先)

氏名	(続柄： _____)
電話番号	自宅・携帯・会社 (_____) _____

作成者：藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
作成日：2026 年 3 月

